

## 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名:経済産業省

28年度成立予算における政策体系図 【基本(実施)計画(26年3月策定)】(注3)	29年度概算要求における政策体系図 【基本(実施)計画(29年3月策定(予定))】(注4)	政策評価 調書番号
上位レベル (注1, 2)	上位レベル	
中位レベル (注1, 2)	中位レベル	
I. 経済産業	I. 経済成長	
1. 経済基盤	1. 経済基盤	—
2. 新陳代謝	2. 新陳代謝	①
3. イノベーション	3. イノベーション	②
4. 基準認証	4. 基準認証	③
5. 経済産業統計	5. 経済産業統計	④
II. 個別産業	II. 産業育成	
1. ものづくり	1. ものづくり	⑤
2. サービス	2. サービス	⑥
3. クールジャパン	3. クールジャパン	⑦
4. IT	4. IT・セキュリティ	⑧
5. 流通・物流	—	—
III. 対外経済	III. 対外経済	
1. 国際交渉・連携	1. 国際交渉・連携	⑨
2. 海外市場開拓支援	2. 海外市場開拓支援	⑩
3. 貿易投資	3. 貿易投資	⑪
4. 貿易管理	4. 貿易管理	⑫
IV. 中小・地域	IV. 中小企業・地域経済	
1. 経営革新・創業促進	1. 経営革新・創業促進	⑬
2. 事業環境整備	2. 事業環境整備	⑭
3. 経営安定・取引適正化	3. 経営安定・取引適正化	⑮
4. 地域産業	4. 地域産業	⑯
5. 福島・震災復興	5. 福島・震災復興	⑰
V. エネルギー・環境	V. エネルギー・環境	
1. 資源・燃料	1. 資源・燃料	⑱
2. 新エネルギー・省エネルギー	2. 新エネルギー・省エネルギー	⑲
3. 電力・ガス	3. 電力・ガス	⑳
4. 環境	4. 環境	㉑
VI. 保安・安全	VI. 保安・安全	
1. 産業保安	1. 産業保安	㉒
2. 製品安全	2. 製品安全	—
3. 商取引安全	3. 商取引安全	㉓
4. 化学物質管理	4. 化学物質管理	㉔

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。  
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。  
3. 28年度政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。  
4. 29年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、29年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。  
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。  
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。